



2024年10月7日

各 位

会 社 名 株式会社モンスターラボホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鮎川 宏樹
(コード：5255、グロース市場)
問合せ先 CFO 鈴木 澄人
(TEL. 03-4455-7243)

第三者割当による第81回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年9月19日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において決議した、EVO FUNDを割当先とする第81回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、同年10月7日に発行価額の総額（14,400,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2024年9月19日公表の「第三者割当による第81回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本新株予約権の概要>

(1) 割当日	2024年10月7日
(2) 発行新株予約権数	300,000個
(3) 発行価額	総額14,400,000円（新株予約権1個当たり48円）
(4) 当該発行による潜在株式数	30,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は75円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は30,000,000株であります。
(5) 資金調達額	4,220,650,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は141円とします。 本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます。）から起算して3取引日目の日の翌取引日（以下「修正日」といいます。）に、修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、いずれかの価格算定期間に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日にお

	<p>いて取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>上記の修正条件の下では、修正後の行使価額が、修正日の前取引日の終値の90%を下回る水準となる可能性も否定できないものの、修正の都度、修正日の前取引日の終値の90%に相当する金額に修正するよりも本新株予約権の行使による調達金額の総額が大きくなる可能性が高いと考えられることから、かかる修正条件を採用しております。</p>
(7) 募集又は割当て方法 (割当先)	<p>第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。</p>
(8) その他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。</p> <p>上記のほか、本買取契約においては、本新株予約権の取得に関する条項、ロックアップに係る条項及び本新株予約権の行使制限措置に関する条項が定められています。</p> <p>※取得条件 本新株予約権には、当社の裁量により本新株予約権を取得することを可能とする取得条項が付されておりますが、本買取契約において、かかる取得条項による取得にはあらかじめ割当先の書面による同意が必要である旨が規定されています。但し、第5回及び第6回無担保社債（私募債）が残存していない場合、当社は、最大200,000個の本新株予約権を割当先の同意なくして取得することができ、また、残る100,000個についても割当先の書面による同意がある場合には、取得することができるものとされます。</p> <p>※ロックアップ 当社は、割当先又はEVOLUTION JAPAN 証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役社長：ショーン・ローソン）による事前の書面による承諾を得ることなく、本買取契約の締結日の翌日（同日を含む。）から起算して6ヶ月を経過するまでの期間中において、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、また当社普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をして上記の各行為を行わせないものとします。但し、上記の制限は、当社の普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券を、普通株式に転換若しくは交換された場合には当該普通株式を含め1年間以上の保有を誓約している当社の資本業務提携先に割り当てる場合、本買取契約締結日時点において存在する当社に対する金銭債権を出資の目的とする種類株式（普通株式に転換可能なものを含む。以下同じ。）の発行（又は、これと同等の経済的効果を有する、かかる金銭債権の弁済と同時的に実施される、金銭を出資の目的とする種類株式の発行）を行う場合、当社の普通株式の株式分割により当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社の普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡し、当社が譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を発行若しくは交付する場合、当社がストックオプション制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当</p>

	<p>社が当社普通株式を発行又は交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合については適用されません。</p> <p>※本新株予約権の行使制限措置</p> <p>本買取契約において以下の内容が定められています。</p> <p>ア. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。</p> <p>イ. 割当先は、以下のいずれかの期間又は場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。</p> <p>(a) 本新株予約権の行使により交付される株券及びこれと同一の銘柄の株券（以下「対象株券等」といいます。）が上場廃止となる合併、株式交換又は株式移転等（以下「合併等」といいます。）が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間</p> <p>(b) 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間</p> <p>(c) 取引所金融商品市場において対象株券等が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間</p> <p>(d) 本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値（但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。）以上の場合</p> <p>ウ. 割当先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。</p>
--	---

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は変動します。加えて、上記資金調達額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以 上